

きずな

2008年 4月24日

NO 694

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (TEL 62-6200)

井原市には「井原市福祉基金助成事業」があり、18種類の助成を行っています。平成20年度は下の一覧表中⑩の助成額欄の一部が削除さてているだけで、平成19年度と殆ど変りはありません。18助成事業の内容をお知らせいたします。

お問い合わせ先 TEL62-9518(社会福祉事務所)TEL2-0110(芳井:福祉係)TEL87-3112(美星:福祉係)

井原市福祉基金助成事業

助成事業の種類	助成対象事業および対象者	助成対象経費	助成額
①技術取得・社会参加促進費助成	市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている人で、技術訓練センター等で技術を習得することにより就業もしくは自立更正が見込まれる人、または、在宅の重度身体障害者であって通信教育の修了が見込まれる人	技術訓練センター入所に伴う支度金(寮費、教材費、交通費等) 通信教育講座に要する経費(教材費等) 技術習得等に要する経費(陶芸、木彫り、刺しゅう、編物、針、きゅう、マッサージ、手話、会話、点字、タイピング等)	50,000円以内
②心身障害者扶養共済制度加入保険料助成	市内に住所を有する心身障害者の保護者で、この制度の保険料を納付している人。ただし、付加給付保険料を除く。	加入保険料に要する経費の1/3の額	
③住宅設備改良費助成	市内に1年以上住所を有する人で、次の各号に掲げる人が当該各号に掲げる手帳所持者又は高齢者(介護保険等の住宅改造助成を既に受け、或いは受けることができる人を除く)の生活しやすいように住宅設備の改善を行う場合(所得税非課税世帯に限る) ①身体障害者手帳1~3級の手帳の交付を受けている人 ②療育手帳Aの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ④前3号に掲げる人を介護している人 ⑤65歳以上の高齢者を含む世帯に属する人	住宅設備改良に要する経費の2/3の額(玄関、浴室、便所、炊事場等の改良で、障害の克服を目的としたものに限り、介護保険制度の住宅改修に準ずる。)	200,000円以内
④心身障害者結婚祝金	市内に1年以上住所を有する人で、次の各号に掲げる人(ただし初婚に限る) ①身体障害者手帳の1~3級の交付を受けている人 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人		1人 50,000円
⑤はり、きゅう、マッサージ施術費助成	市内に住所を有する人で、次の各号に掲げる人が、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項に定めるあん摩、マッサージ師の免許を有する市内の施術所において施術を受けた場合。 ①身体障害者手帳1~3級の交付を受けている人 ②療育手帳Aの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ④65歳以上の人(所得税非課税者に限る)	はり、きゅう、マッサージ施術券の支給(1回当たりの施術に1枚とし、月3枚までとする)	1,200円券 年36枚
⑥ファックス使用料金の助成	市内に住所を有する人で、身体障害者手帳1~3級の手帳の交付を受けている聴覚、音声又は言語機能障害者であつてコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人。	ファックス使用料金の額	月額基本料金相当額
⑦心身障害者成人祝金	市内に住所を有する在宅の人で、次の各号に掲げる人 ①身体障害者手帳1~3級の交付を受けている人 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。		1人 20,000円
⑧福祉ボランティアグループの育成および活動費の助成	障害者(児)、老人、母子(父子)家庭、護施設入所者(児)の自立と社会参加を促進する福祉ボランティアグループ(5人以上)の育成及び継続して行う福祉ボランティア活動の実施に要する経費の一部を助成する。	組織発足に伴う経費(初年度に限る) 活動に必要な資材、交通費及びボランティア保険料等市長が特に必要と認めた経費	30,000円 年30,000円以内

読者ニュース「きずな」に対するご意見や情報をしんぶん赤旗の配達・集金者にどしどしお寄せください。

助成事業の種類	助成対象事業及び対象者	助成対象経費	助成額
⑨緊急援護金の給付	低所得者、外国に永住している人の一時帰国者、日本国籍を有しない人等が緊急に援護が必要になり、その援護が公的扶助等の対象となりえない場合	市長が緊急援護の必要があると認める経費	市長が必要と認める額
⑩施設通所者(児)の交通費の助成	市内から特別支援学校および福祉施設に通所、通学する知的障害者(児)および精神障害者について、公共の交通機関または自家用車を利用して、通所、通学している人	通所、通学に必要な交通費又はガソリン代	・定期乗車券購入に要した自己負担額の1/2 ・ガソリン代月額3,000円以内
⑪紙おしめの助成	市内に1年以上住所を有する在宅で常時おしめを使用している人で、次の各号に掲げる人(井原市地域生活支援事業実施要綱(平成18年井原市告示第107号)に定める紙おむつの給付または井原市在宅重度要介護者介護用品支給事業実施要綱(平成17年井原市告示第8号)により介護用品の支給を受けることができる人を除く) ①40歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	紙おしめ(利用券)の支給	所得税課税世帯1,000円券年20枚(年度途中の場合は3ヵ月で5枚支給) その他の世帯1,000円券年40枚(年度途中の場合は3ヵ月で10枚支給)
⑫福祉タクシーフラット料金、福祉バス料金の助成	市内に住所を有する在宅の低所得者(所得税非課税者)で、次の各号に掲げる人 ①身体障害者手帳1~2級の交付を受けている人 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ④県が定める特定疾患患者 ⑤人工透析を受けている腎疾患患者 (人工透析患者の通院交通費助成を受けている人を除く。) ⑥小児慢性特定疾患患者 ⑦65歳以上の高齢者で、医療機関へ通院することが必要かつその通院費の助成が必要と認められる人 (高齢者の一人世帯または高齢者のみの世帯に属する高齢者で、	一乗車につき タクシー基本料金(大型を除く)又はバス基本料金(最低運賃)のいずれか	タクシー1回 タクシー基本料金(大型を除く)の乗車券を月5枚 バス1回 最低運賃の乗車券を月10枚
⑬人工透析患者の通院交通費の助成	市内に住所を有する低所得者(所得税非課税者)で、通院により人工透析を受けている腎臓疾患患者(福祉タクシーフラット料金または福祉バス料金の助成を受けている人を除く)または通院を助ける家族	通院に必要なガソリン代	月額3,000円以内
⑭布団の丸洗い料金の助成	市内に住所を有し、在宅で6ヵ月以上寝たきりの状態にあり布団の洗濯が必要な人で、次の各号に掲げる人(所得税非課税世帯に限る) ①65歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	布団1組(敷布団1枚、掛布団1枚)の丸洗い料金	1組につき年7,000円以内
⑮家屋修繕費助成	市内に住所を有する人で、家屋の修繕を必要とする低所得者(所得税非課税世帯に限る) ①ひとり暮らしの65歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	家屋修繕に要する経費の2/3の額(老朽化等により使用に堪えなくなった家屋の必要最小限度の部分的修繕に限る)	100,000円以内
⑯高度先進医療費自己負担金の助成	市内に1年以上住所を有する人で、高度先進医療を受けた人	自己負担金に要する経費の1/10の額	1回300,000円以内
⑰理容サービス利用料金の助成	市内に住所を有する人で、井原市在宅介護激励金受給者(病院もしくは診療所に入院している人、または老人保健施設もしくは社会福祉施設に入所している人を除く)	理容サービス利用券の支給(1回のサービスにつき1枚とし2ヵ月で1枚)	1,500円券年6枚
⑱元気地域事業の助成	地域の高齢者又は一人暮らしの人が、集会所または公民館に集い、交流や社会参加またはボランティア活動を行うグループ(10人以上の会員で構成)	活動に必要な資材、交通費および保険料等市長が必要と認めた経費(備品および他への助成金は除く)の1/2の額および基本額	基本額10,000円 事業費20,000円以内